

「国家的に重要な研究開発の事前評価」
のフォローアップ結果（案）

平成 21 年 7 月 2 日
評価専門調査会

総合科学技術会議は、内閣府設置法第 26 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を実施している。

評価の実施に関しては、平成 17 年 10 月 18 日の総合科学技術会議における決定事項として、新規の大規模研究開発については事前評価を行い、さらに、この事前評価を実施した研究開発については、研究開発が開始された後に評価専門調査会がフォローアップを行うこととされている。

総合科学技術会議が平成 19 年度に事前評価を実施した下記 1 の研究開発について、今般、開始後約 1 年を経過したことから、評価専門調査会がそのフォローアップとして、現時点における研究開発の実施状況や、事前評価において示された指摘事項への対応状況等を確認した。

1. 対象研究開発・担当府省

研究開発名	府省名
地域イノベーション協創プログラム	経済産業省
イノベーション創出基礎的研究推進事業	農林水産省
新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	農林水産省

2. フォローアップの方法

上記 1 の研究開発を対象に、評価専門調査会において、担当府省から、現時点における研究開発の実施状況や、事前評価において示された指摘事項への対応状況等を聴取し、その確認及び今後の課題等を把握した。これに基づきフォローアップ結果をとりまとめた。

○ ヒアリング項目

- ① 研究開発の実施概要（目的、研究開発の体制、計画及び経費、取組状況、今後の予定等）
- ② 事前評価における指摘事項等への対応状況
- ③ その他

3. フォローアップ結果

個々の研究開発のフォローアップ結果は以下のとおりである。

3.1. 地域イノベーション協創プログラム

(1) 研究開発の概要

グローバル化による国際競争の激化が地域経済に多大な影響を及ぼしている中で、地域経済の自立的発展を促すためには、科学技術による絶え間のないイノベーションにより、新事業・新産業を創出していくことが重要となっている。このために、地域の強みや地域資源を基盤としながら、地域におけるイノベーションの連鎖を効率的に産み出していくことを目指して、産学官が一体となって地域科学技術クラスターの形成を推進する取組が行われてきている。

このような取組の中で、地域における研究開発資源の有効活用を図るための体制や、大学やTLOにおける知財の管理・活用や共同研究を推進する体制の整備等により、研究開発に取り組む大学や公的研究機関、企業等の間の連携が図られてきたが、それらの中には、地域ごとには差はあるものの、総じて研究機関や支援機関の連携が不十分、技術的課題を抱える企業へのサービスが不十分であるといった課題や、大学の潜在力を引き出す上で不可欠な知財体制を含めた産学連携体制が、特に地方の中小大学で不十分であるといった課題がある。

また、これまで実施されてきた「地域新生コンソーシアム研究開発事業」等の研究開発支援事業においては、事業化率の伸び悩みが課題とされている。

「地域イノベーション協創プログラム」は、このような状況に対処するために、「イノベーション創出基盤形成事業」と「イノベーション創出研究開発事業」を一体化したプログラムである。「イノベーション創出基盤形成事業」は、地域のイノベーションを担う公的研究機関や大学、TLO 等が、全国の 9 つ¹のブロックごとに広域的な共同体を構築し、各機関の有する設備機器等の研究資源の相互利用や、企業からの研究開発相談に対するワンストップサービスの提供を促進するものである。また、「イノベーション創出研究開発事業」は、これまで実施してきた「地域新生コンソーシアム研究開発事業」と「大学発事業創出実用化研究開発事業」を組み替えて新たに実施するもので、産学官が連携して共同で実施する、実用化を目的とするリスクの高い研究開発を支援する事業である。

¹ 沖縄については内閣府沖縄総合事務局の事業として実施されている

経済産業省は、「地域イノベーション創出研究開発事業」の目標については、事業化の促進を図るため、研究開発終了後 3 年後における成果の事業化率を 30%以上としていたものを、平成21年度から事業化率を 40%以上とすることに変更して実施している。また、「大学発事業創出実用化研究開発事業」の目標については、事前評価時には研究開発終了後 5 年経過後の事業化率を 40%以上とすることとしていたが、事業終了後 3 年以上経過した時点での事業化率を 25%以上とすることに変更して実施している。

プログラム全体の事業費については、平成 20 年度の概算要求額は 92 億円であったが、平成 20 年度は 97 億円、平成 21 年度は 99 億円の予算で実施している。

本プログラムのうち研究開発を支援する競争的資金制度である2事業では、平成 20 年度において、「地域イノベーション創出研究開発事業」で 356 件の応募の中から 118 課題を、「大学発事業創出実用化研究開発事業」で 153 件の応募の中から 19 課題を採択した。

(2) 指摘事項への対応状況

平成 19 年度の事前評価における指摘事項への対応状況等は以下のとおりである。

(指摘事項①)地域科学技術クラスター関連施策をはじめとする、科学技術を振興して地域の発展に結びつける各種施策との共同による相乗効果の発揮

科学技術による地域活性化に関する施策は、地域の社会・経済基盤の形成やその活性化促進を図る上で重要な施策である。このため、地域科学技術クラスター関連施策の他、地域における研究基盤整備や研究開発促進等の地域科学技術振興施策、戦略的基盤技術高度化支援事業等の中小企業振興施策、資金融通・信用保証等の事業化支援施策等が、各府省によって推進されている。

本プログラムは、技術シーズの実用化促進による事業化率の向上を目標としていることから、これらの関連施策との相互連携・協力が不可欠である。

そこで、経済産業省は、総合科学技術会議において推進している地域科学技術クラスター連携群等の各府省間の連携や調整のための取組の中で、関連施策との協働による相乗効果が発揮されるよう、共同体形成の準備段階、及び研究開発支援の制度設計段階からの相互連携・協力を強化すべきである。

また、「イノベーション創出基盤形成事業」のうち「地域イノベーション創

出共同体形成事業」においては、実用化研究開発等に関して企業への技術支援のワンストップサービスを提供していくこととしているが、研究開発終了後の事業化支援がより円滑に行われるよう、事業化関連施策との相互連携・協力を強化すべきである。

(対応状況)

経済産業省は、「地域イノベーション創出共同体形成事業」においては、9つの地域に設置した共同体に地域の実情に応じて他省庁の研究支援機関の参加を得ており、これらの機関が実施する施策との連携を図る体制が整備されている。

また、「地域イノベーション創出研究開発事業」においては、課題採択に際して、産業クラスター計画、農商工連携や他府省の研究開発支援制度等との関連性を審査項目とし、それら制度との相互連携や協力を行う仕組みとしている。さらに、研究開発終了後の事業化をより円滑に進めるため、産業クラスターの関係機関や中小企業基盤整備機構等が幹事を務める全国イノベーション推進機関ネットワークを活用し、事業化に必要な支援を行う体制を整備している。

一方、内閣府において平成17年度から推進してきた「地域科学技術クラスター連携施策群」による文部科学省「知的クラスター」と経済産業省「産業クラスター」との連携推進の成果を踏まえ、平成21年度から経済産業省と文部科学省は新たに産学官連携拠点形成支援のための仕組みづくりに取り組んでいる。この取組は、産学官連携拠点を形成しようとする産学官の機関(経済団体等、大学、都道府県・政令指定都市)が共同で「産学官連携拠点整備計画」を策定し、経済産業省及び文部科学省によって選定された拠点には、その策定された計画を達成するために必要な取組みに対して、両省の様々な産学官連携拠点施策による支援を優先的に行う仕組みとしている。

(指摘事項②)開発期間、技術適合性、コスト等の事業化要件における企業ニーズと技術シーズの高精度のマッチング

本プログラムにおける事業化率の目標は、これまで実施してきた「地域新生コンソーシアム研究開発事業」及び「大学発事業創出実用化研究開

発事業」の実績を上回るものとなっている。本目標を達成するために、「地域イノベーション創出研究開発事業」においては、資金援助の方式を委託から補助金に切り替えて研究管理主体の事業化に対するインセンティブを高めること等を計画している。

これに加え、研究開発成果を確実に事業に結びつけるために、事業化時期と研究開発に要する期間の整合性、製品仕様に対する開発技術の適合性、開発及び事業化に要するコストの採算性等をあらかじめ検証し、これらの事業化要件を満たす研究開発課題を推進することが重要である。

このためには、企業の技術課題解決に向けてコンサルティングを行うに際し、このような事業化に必須の要素を具体化する観点で適切な助言が行われ、これに基づいた支援が行われるよう、豊富な経験や多彩な知識を有するコーディネータの配置を行うべきである。また、支援対象とする研究開発課題の採択等にあたっては、企業ニーズにマッチした技術を優先して選択する観点で審査を行うべきである。

(対応状況)

経済産業省は、「地域イノベーション創出研究開発事業」の課題採択審査においては、事業化可能性を評価項目とし、また、産業クラスター計画と関連した取り組みが有効に機能していると判断される場合には審査にあたって配慮する仕組みとしている。また、課題採択審査は、外部専門家や有識者により行っており、事業化可能性が見込まれる課題採択審査体制を整備した。

なお、「地域イノベーション創出研究開発事業」については、平成19年の事前評価時には支援方式を補助金化することにより事業化率の向上を図ることとして計画されていたが、技術力を有するが資金力に乏しい地方の企業の技術開発を支援するために、実施者負担の伴わない委託費として実施している。このことも踏まえ、採択課題プロジェクトの事業化率の向上を図るために、プロジェクトごとに参加民間企業に所属する、研究・事業化計画の実施についてマネジメントを行うにふさわしい見識と管理能力を有する者をプロジェクトマネージャーとして設置することを要件化し、研究開発終了後も当該プロジェクトマネージャーが事業化に向けたフォローアップをする体制を整備した。

「大学発事業創出実用化研究開発事業」の課題採択審査については、従来から実用化に関する審査事項を設け、これに対応してその見込み等を判断できる審査体制を整備している。また、平成21年度から、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

(以下、「NEDO」という。)において、技術ニーズ、シーズの高精度のマッチングを推進するマッチングコーディネーターを設置する事業を開始した。大学・研究機関と企業のマッチングの成功は優れたコーディネーターに大きく依っていることから、今後、本事業において採択された課題に対して、マッチングコーディネーターによる事業化に向けた支援体制の充実を図ることが重要である。

(指摘事項③)地域の強みを活かし、国際競争力のある事業・産業の創出を導く研究開発の推進

本プログラムを構成する「イノベーション創出研究開発事業」のうち「地域イノベーション創出研究開発事業」については、地域ごとに支援対象課題の審査・決定等を行うとしているが、研究開発成果を、将来、国際競争力のある事業に結びつけ地域産業として発展させるためには、地域内の応募課題の優劣のみならず、全国的にみて事業化に繋がる可能性等が高い課題が採択されるようにすることが重要である。

したがって、研究開発課題の採択審査においては、地域の産業特性と研究基盤を基礎に、必要に応じて地域外との連携をも可能とする地域横断的な視点での審査に基づいて真に優秀な課題を選択する観点や、国際競争力の視点に立ち強み技術をさらに強化していく観点で、適切な採択審査を行うべきである。

(対応状況)

経済産業省は、「地域イノベーション創出研究開発事業」の公募においては、構成員の地域属性に関する要件は設けておらず、また、課題採択審査においては、技術の新規性及び成果の事業化可能性、地域経済への波及性に関する事項を審査項目としている。

しかしながら、課題採択審査における、課題の新規性、成果の事業化可能性などの項目に関しては、グローバル化による国際競争の激化の中で地域の発展を促すために新事業・新産業を創出することが本プログラムの目的であることから、国際競争力の視点からの強みのある課題の採択、成果の創出などが重要である。このため、経済産業省は、課題採択審査において国際競争力に関連した審査項目を明示するなどの仕組みを引き続き検討すべきである。

以上のことから、本プログラムについては、概ね指摘事項に沿った対応が図

られていると判断する。今後、国際競争力のある事業・産業の創出を導く研究開発の推進に関して取組むべきとされた事項については、確実に実施されるよう経済産業省が対応することが必要である。

科学技術によって地域の活性化を図ることを目的とした事業・施策は、経済産業省や文部科学省のほか、多くの府省で、多種・多様な事業・施策が実施・推進されている。内閣府では、平成 17 年度から、これらの地域科学技術施策の補完・連携強化を図るために「地域科学技術クラスター連携施策群」を関係府省の協力の下に推進し、多くの成果を挙げてきた。また、総合科学技術会議は、各府省等が推進する地域科学技術施策全体を俯瞰しながら、地域のイノベーションの創出を強力に推進するための、国としての総合的な戦略「科学技術による地域活性化戦略」(平成 20 年 5 月 19 日総合科学技術会議決定)をとりまとめている。経済産業省は、本プログラムの今後の実施において、これらの施策も活用しつつプログラムを全体として有効に機能させるとともに、関係府省・機関との連携協力を一層強め、適切な課題の採択、優れた成果の創出、成果を活用した事業化の推進等に取り組むべきである。特に、「地域イノベーション創出研究開発事業」については、支援方式を委託方式に変更していることから、研究開発終了後の成果を活用した事業化促進に向けた取組みを一層強化すべきである。

経済産業省は、本プログラムのうち研究開発支援事業である「地域イノベーション創出研究開発事業」「大学発事業創出実用化研究開発事業」の目標とする事業化率を、過去の実績についての最新情報を踏まえて概算要求時点から変更して実施している。経済産業省は、今後計画段階での目標設定がより適切なものとなるようにすべきである。

3.2. イノベーション創出基礎的研究推進事業

(1) 研究開発の概要

「イノベーション創出基礎的研究推進事業」は、生物系特定産業分野における技術革新の基となる技術シーズの開発とそれらの実用化を推進するとともに、これらの研究開発を担う若手研究者やベンチャーを育成すること等を目的として、競争的資金制度により基礎・応用段階の研究を推進するものである。平成19年度まで、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下、「(独)農研機構」という。)が実施してきた競争的資金制度である「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業」と「生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業」との統合・見直しを行い、平成20年度から新たに同機構において実施しているものである。

本事業においては、総合科学技術会議が示した競争的資金制度の改革方向に沿って制度設計・事業運営の検討が行われ、また、イノベーション創出の観点から、基礎から応用までの研究をシームレスに支援する事業体系の構築、若手研究者の育成やベンチャー育成を行う仕組みの整備等の改善を行った。また、農林水産業・食品産業等の新たなイノベーションの創出に向けて、ハイリスクであることや異分野融合に配慮し、独創的研究に対する支援や優れた人材の育成の強化を図るため、資金規模を拡充して実施している。

平成20年度予算の概算要求額は108億円であったが、平成20年度は68億円、平成21年度は68億円の予算で実施されており、予算額の減額には採択課題数を減らして対応している。平成20年度においては、本事業全体で301件の応募があり、そのうち36件が採択されている。

(2) 指摘事項への対応状況

平成19年度の事前評価における指摘事項への対応状況等は以下のとおりである。

(指摘事項①)透明・公正で合理的な個別研究課題の審査・評価体制の構築

本事業においては、総合科学技術会議が示した競争的資金制度の改革方向に沿って制度設計・事業運営の検討が行われ、また、イノベーション創出の観点から、基礎から応用までの研究をシームレスに支援する事業体系の構築、若手研究者の育成やベンチャー育成を行う仕組みの整備等の改善を行うこととしている。また、農林水産業・食品産業等の新たなイノベーションの創出に向けて、ハイリスクであることや異分野融合に配

慮し、独創的研究に対する支援や優れた人材の育成の強化を図るため、資金規模を拡充して予算要求している。

競争的研究環境の整備促進の観点から、このような競争的資金制度の改革方向に沿った取組は着実に推進すべきである。その際、本事業において計画されている個別研究課題の採択審査やその評価を行う体制については、イノベーションの創出や、透明・公正な審査・評価の実施の観点からみると、農林水産関係分野の研究者が中心で人員数も少ないことから、抜本的な見直しが必要である。すなわち、産業界の人材等も活用し、広範な分野構成で人員も拡充した体制を構築することが不可欠である。

本事業については、イノベーションの創出に繋がる、透明・公正で合理的な個別研究課題の審査・評価を行う体制を、まず構築すべきである。その上で、以下の事項に取り組みつつ、実施することが適当である。

(対応状況)

(独)農研機構は個別研究課題の審査評価を行う体制については、外部専門家による一次審査(ピアレビュー)の仕組みを新たに整備するとともに、二次書類審査及び面接審査を行う選考・評価委員会は農林水産関係分野以外の分野の研究者を新たに委員に加えて委員数及び分野を拡充して構成し直した。なお、選考・評価委員会の委員は、外部の有識者を含む(独)農研機構内の選考・評価委員選定会議において選定されている。

さらに、本年度中に、一次書類審査委員及び選考・評価委員の選定について、より公正性・透明性を向上させるための仕組みを再検討・整備することとしている。

(指摘事項②)農林水産業・食品産業の発展を支える基礎的研究の重点的な推進について

本事業は、農林水産業・食品産業等の発展に関連する広い分野の基礎・応用研究を対象として、研究者の創意に基づいた研究課題の提案を公募して技術シーズの開発やそれらの実用化を推進するものである。

しかしながら、投資する研究資源には限りがあることから、本事業により推進する研究分野を、将来に向けて展望される農林水産業・食品産業の発展方向等に関連付けた分野に重点化していくことが重要である。このため、中長期視点にたつて研究開発を推進すべき重点分野を示して、それに関する具体的な研究課題を募集する等、重点的に研究開発を推進す

る仕組みとすべきである。

また、若手研究者の育成やベンチャーの育成への仕組みに関しては、既存事業における若手枠の採択率が極めて低いことや、農林水産・食品分野の実用化研究にはある程度の期間が必要となるものが多いことを踏まえた事業運営が必要である。

このため、若手研究者の自立支援や、ベンチャー育成に繋がる研究成果の創出をより促進する観点から、本事業において計画されている若手研究者枠の1件当たりの研究費やベンチャー育成枠の研究期間等の運用を弾力化すべきである。

(対応状況)

(独)農研機構は本事業において研究開発課題を公募する対象分野については、「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月閣議決定)の推進方向を踏まえて農林水産省が策定した「農林水産研究基本計画」(平成17年3月決定)において示された農林水産研究の重点目標に則って設定し、その具体的な内容は公募要領に記載している。

若手研究者育成枠については、平成19年度まで実施していた事業と比較して、一課題あたりの研究費の上限を引き下げるとともに、研究機関数に応じた予算枠を廃止し、弾力的な運用を可能とした。これらのことにより採択率は向上している。

また、ベンチャー育成枠については、募集時の研究実施予定期間は2年間であるが、研究終了時に高い評価を得た課題については、3年目以降も研究開発を継続することができる仕組みとし、研究期間の弾力的な運営を行っている。

(指摘事項③)制度評価の実施と制度改善への活用について

本事業は(独)農研機構が運営費交付金を財源として実施する事業であることから、農林水産省はその実施状況等を(独)農研機構の独法評価において確認・評価することとしている。

しかしながら、本事業は競争的資金制度として位置付けられ、総合科学技術会議が示した競争的資金制度の改革方向に沿った見直しが行われているものである。このことにかんがみ、この改革方向に沿って、(独)農研機構において、外部の意見を聴きつつ、定期的に制度評価を行い、その結果を制度改善に結びつけていく仕組みを整備すべきである。

さらに、事業実施までの間に現行の事業のレビュー等を適切に行い、その結果を具体的な制度設計に反映すべきである。

(対応状況)

(独)農研機構は、本事業の開始前の平成20年1月に、旧事業の実施状況と本事業の実施に向けた改善方向を検討し、レビュー報告書としてとりまとめている。その結果、本事業において、これまでは実施していない不採択課題への不採択理由の通知の実施や、府省共通研究開発管理システムの導入など制度改善を実施している。

また、本事業の制度評価の実施については、(独)農研機構において本事業実施の3年目にあたる平成22年度に実施することとし、今年度中にその仕組みを整備する予定としている。

今後、(独)農研機構において実施を予定している制度評価において、幅広い分野の外部有識者を評価者とするなど、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿ったより客観的な評価が実施されるべきである。

(指摘事項④)研究結果のシームレスな普及・実用化について

本事業で得られた研究開発成果については、実用化研究制度への円滑な移行の促進や中小企業技術革新制度(日本版SBIR制度)の活用を促進すること等により、農林水産業・食品産業等の現場への普及や施策推進への活用、新事業・新産業の創出に結びつけていくこととしている。

農林水産業・食品産業等の抱える技術的課題は多様で緊急性が高いものが多いことから、本事業で得られた研究開発成果の一層の活用促進が図られるよう成果情報の整備・広報等の取組を強化すべきである。

(対応状況)

(独)農研機構においては、研究開発成果について従来より成果発表会の開催や冊子の作成配布、ホームページへの掲載などを通じた外部への情報発信を行ってきたが、平成21年中にはホームページの成果情報データベースに検索機能を新たに追加するなどの利便性の改善を行っている。

また、本事業において優れた成果をあげつつある課題に関しては、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」のPO、PDに対して情報提供を行い、その成果が農林水産政策や農林水産現場の課題可決につながる技術開発への活用が図られるよう取組を行っている。

今後、研究成果の一層の活用促進が図られるよう、研究成果などについて関係機関との情報共有を推進するとともに、研究開発終了後に実施される追跡調査の結果なども有効に活用していくことが重要である。

以上のことから、本事業については、概ね指摘事項に沿った対応が図られていると判断する。今後、制度評価の実施に関して取組むべきとされた事項について、確実に実施されるよう農林水産省が対応することが必要である。

本事業は、生物系特定産業分野における技術革新の基となる技術シーズ開発等を目的として、競争的資金制度の仕組みにより基礎・応用段階の研究を推進するものであり、農林水産省において、「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」(平成19年6月総合科学技術会議基本政策推進専門調査会)の改革方向に沿って制度設計・事業運営の検討が行われたものである。今後とも引き続き、イノベーションの種となる基礎研究の多様性・継続性の確保などの視点から、これらの競争的資金の制度改革の方向に沿った取組みを行うとともに、公正・透明で合理的な事業推進をすべきである。

3.3. 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

(1) 研究開発の概要

「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」は、農林水産省が平成19年度まで実施してきた競争的資金制度である「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」を見直して、平成20年度から実施している。その目的は、産学官の研究能力を結集し、幅広い分野のシーズを活用しつつ機動的な対応が可能であるという競争的資金制度の特徴を活かして、農林水産業・食品産業の現場の技術的課題の解決に向けた実用技術の早急な開発を推進することとしている。

本事業においては、総合科学技術会議が示した競争的資金制度の改革方向に沿って制度設計・事業運営の検討が行われ、POの大幅な増員を図り個別研究課題の進行管理体制の拡充等の改善を行うこととしていた。また、国際化の進展や食の安全・安心、環境問題、さらに農山漁村地域の活性化等、政策課題の多様化に伴う技術的課題の増加等に対処するため、資金規模を拡充して予算要求した。

平成20年度予算の概算要求額は90億円であったが、平成20年度は52億円、平成21年度は65億円の予算で実施されており、予算額の減額には採択課題数を減らして対応している。平成20年度については本事業全体に441件の応募があり、そのうち53件について採択を行い、平成21年度においては345件の応募の中から、101件を採択している。

(2) 指摘事項への対応状況

平成19年度の事前評価における指摘事項への対応状況等は以下のとおりである。

(指摘事項①) 本事業における農林水産政策における明確な位置付けによる効果的・効率的な実施について

本事業は農林水産政策上の課題の多様化や新たに対応すべき課題が増加する中で、その解決に向けた実用技術の早急な開発を推進しようとするもので、資金規模を大幅に拡充して予算要求している。一方で、農林水産省は、政策上の課題解決を図るためのプロジェクト研究を推進している。このため、本事業との間で研究開発課題の重複が生じないよう役割分担等を明確化して事業を実施することとしている。

この場合、本事業の効果的・効率的な推進を図る観点から、農林水産政策を推進する上で必要とされる研究開発分野ごとのアウトカムとその達

成のためのロードマップをもとに、その中で本事業の役割等を明確化すべきである。

(対応状況)

農林水産省は、「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月閣議決定)の推進方向を踏まえて決定した「農林水産研究基本計画」(平成17年3月決定)において、今後10年程度を見通して重点的に取り組むべき農林水産分野の研究開発課題と、そのアウトカムとなる重要目標と、ロードマップとなる期別達成目標を示している。この農林水産研究基本計画については、農林水産業を巡る情勢や課題の変化を踏まえ、必要に応じて見直しが行われている。

本事業において実施する研究開発とプロジェクト研究として実施する研究開発に関しては、農林水産省は、この農林水産研究基本計画の達成に向け、「重点目標に基づいた具体的な研究課題を設定し、総合的・体系的に研究開発を行うプロジェクト研究」と「重点目標に沿った研究領域を設定し、幅広い研究者の発想を活用して多様な研究開発を行う本事業」との役割分担を行っており、プロジェクト研究の実施状況を踏まえて、毎年度公募に係る研究領域の見直しが行われている。

(指摘事項②) 研究領域の技術的課題及び研究開発目標の明確化について

本事業は、予め把握したニーズ等に対応した課題解決に必要な研究領域を、広がりをもったものとして設定し、個別の研究課題の公募を行う仕組みとしている。この研究領域は、地域や生産者団体、消費者団体、大学、民間等各方面からのニーズ、意見を踏まえた上で、行政部局内において決定することとされている。

この研究領域の設定プロセスをより透明なものとするため、行政部局内で決定する際に外部有識者の意見聴取などを行うべきである。

また、研究領域の設定に当たっては、その課題解決に繋がる個別研究課題が採択され、実効的な研究開発成果が創出されるよう、想定される技術的課題や研究開発目標等を明示すべきである。

(対応状況)

農林水産省は、研究領域の設定を行う際に、広く国民のニーズを把握するため、関係業界や大学、地方公共団体などとの会合やアグリビジネス関係イベント等を通じて研究開発課題に関する情報収集や、研究開発推進に関する意見交換などを実施している。特に、平成20年度の募集からは、ブロック毎の地域研究・普及連絡会議において適格で幅広い現場ニーズの把握に努めている。それらを踏まえて、農林水産省が研究領域案を作成し、外部有識者で構成される農林水産技術会議の意見を聞いた上で、研究領域を決定・公表している。

また、公募を行う研究領域に関しては、募集要項において領域の目標や技術的課題、さらに想定される研究開発課題例などを示している。

(指摘事項③)効果的・効率的な事業実施体制の構築について

本事業の実施に当たり、農林水産省は外部委託によりPOを大幅に増員し、個別研究課題の進行管理体制を強化することとしている。これらのPOについては、より有効な研究開発成果の創出に向けた着実な進行管理を促進する観点から、産業界や現場等の専門家を積極的に活用すべきである。さらに、POの増強は外部委託により実施されることから、効果的・効率的な事業推進が図られるよう、そのPOの責任、権限等を明確にし、関連する政策部局等との連携を強化する体制などを構築すべきである。

(対応状況)

農林水産省は、本事業の推進体制として、農林水産省の職員として専任の総括POを6名おき、外部に委託して25名のPOを設置している。総括POは各分野の研究開発の進め方に関する方針案作成、研究領域案の作成、評価員候補の選定等を担い、外部委託POは採択課題の研究計画の改善点の指摘、個別研究課題の研究進行管理等を担う等の、役割分担を行っている。

また、総括POと外部委託POに行政部局の担当者を加えて領域ごとにチームを編成するなど、政策部局等との連携を強化する体制

を整備している。

外部委託 PO は、産業界や公設試験研究機関等の現場の専門家を含めた幅広い分野から選定されている。

今後とも、幅広い分野の研究者や産業界の専門家などの積極的な活用にも努め、農林水産政策の課題解決につながる研究開発成果の創出に向けた実施体制を整備すべきである。

以上のことから、本事業については、概ね指摘事項に沿った対応が図られていると判断する。今後、実施体制整備に関して取り組むべきとされた事項について、確実に実施されるよう農林水産省が対応することが必要である。

本事業は、競争的資金の特徴を活かして、農林水産業・食品産業の現場の技術的課題の解決に向けた実用技術の開発を推進するものであり、農林水産省において、「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」(平成 19 年 6 月総合科学技術会議基本政策推進専門調査会)の改革方向に沿って制度設計・事業運営の検討が行われたものである。今後とも引き続き、優れた研究成果の創出とその成果を現場への還元につなげるなどの視点から、これらの競争的資金の制度改革の方向に沿った取り組みを行うとともに、公正・透明で合理的な事業推進をすべきである。